

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鈴鹿亀山地区広域連合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	- %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.0 %
全職員	83.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	- %
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	- %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31～35年	- %
26～30年	- %
21～25年	- %
16～20年	- %
11～15年	- %
6～10年	- %
1～5年	- %

【説明欄】

- ・男女ともに同じ職種・勤務形態であれば給料に差異はないが、期末手当の支給のない短時間のパートタイム勤務者（全体の32%）が全員女性のため、女性の給与水準が低くなっている。
- ・給与水準については、専門職が事務に比べ高くなっているが、男性が全員専門職であるのに対し、女性は専門職と事務職の割合が27%と73%など職種の違いがある。
- ・パートタイム勤務者については、常勤職員の所定勤務時間をもとに人数換算を行っている。
- ・「任期の定めのない常勤職員」については、該当者がいないため【-】で表示。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。